

支援費基準額表

(1) 基本単価	新料金	旧料金
身体介護が中心 及び通院等介助 (身体有) 30分未満 30分以上1時間未満 1時間以上1時間30分未満 1時間30分以上2時間未満 2時間以上2時間30分未満 2時間30分以上3時間未満 3時間以上 921単位+30分後とに 83単位	2,867 4,524 6,574 7,492 8,444 9,374	2,856 4,502 6,540 7,459 8,400 9,329
身体介護：入浴、排泄及び食事等の介護		
家事援助が中心 30分未満 30分以上45分未満 45分以上1時間未満 1時間以上1時間15分未満 1時間15分以上1時間30分未満 1時間30分以上15分を増すごとに 311単位+35単位	1,187 1,713 2,206 2,676 3,080	1,176 1,702 2,195 2,665 3,068
通院等介助 (身体無) 30分未満 30分以上1時間未満 1時間以上1時間30分未満 1時間30分以上30分を増すごとに 345単位+69単位	1,187 2,206 3,080	1,176 2,195 3,068
移動支援 (身体有) 30分未満 30分以上1時間未満 1時間以上1時間30分未満 1時間30分以上2時間未満	2,867 4,524 6,574 7,492	2,856 4,502 6,540 7,459
移動支援 (身体無) 30分未満 30分以上1時間未満 1時間以上1時間30分未満 1時間30分以上2時間未満	1,187 2,206 3,080 3,864	1,176 2,195 3,068 3,841
移動介護：屋外での活動に著しい制限のある視覚障害者（児）、脳性まひ等全身性障害者（児）及び知的障害者（児）に対する社会生活上不可欠な外出及び余暇活動等社会参加のための外出をする際の移動の介護		
外 出：原則として1日の範囲内で用務を終えるものに限る。 また、通勤・営業活動等の経済活動に係る外出や通年かつ長期にわたる外出及び社会通念上適当でない外出を除く		

(2)処遇改善加算

福祉介護職員等処遇改善加算 34.7%

(3)時間帯加算

夜間：午後6時～午後10時 25%

深夜：午後10時～午前6時 50%

早朝：午前6時～午前8時 25%

(4)単位数単価

上記の単価に拠り算定した額に、地域区分によって下記の率を乗じて算定する。

特別区	11.2%	(1000分の1120)	23区全域
特甲地	6.0%	(1000分の1060)	八王子市、立川市、三鷹市等
甲地	3.6%	(1000分の1036)	さいたま市、千葉市等
乙地	1.8%	(1000分の1018)	青梅市、昭島市、清瀬市等
丙地	加算なし	(1000分の1000)	羽村市、瑞穂町、奥多摩町等